

## 居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

### [更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	ケアプランセンターフォレスト津田沼	習志野市藤崎6-18-11	株式会社フォレスト	居宅介護支援	令和2年8月1日	
2	ファーストステージ習志野	習志野市大久保2-17-17	株式会社ファーストステージ	居宅介護支援	令和2年9月1日	
3	ケアプラン菜の花	習志野市津田沼5-10-5	有限会社ゲットフェイス菜の花	居宅介護支援	令和2年9月1日	

下記事業所については、運営法人による事業所統廃合のため廃止届が提出され、指定廃止の手続きを行ったものです。

### [廃止]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	廃止年月日	備考
1	ニチイケアセンター習志野中央	習志野市大久保1-29-1-1	株式会社ニチイ学館	居宅介護支援	令和2年8月31日	事業所の統廃合